

補助金等調書

(2-1)

番号	9	担当課名	経済政策課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	印西市創業支援資金利子補給金						
交付要綱等の名称	印西市創業支援資金利子補給金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成33年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	株式会社日本政策金融公庫から新創業融資制度による資金の融資を受けた市内の事業者						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			5,905	937,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			5,905	937,000
		会費					
		事業収入					
		その他					
	合計			5,905	937,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費					
		その他			5,905	937,000	
		合計			5,905	937,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		利子補給率は、融資年利率から年1%を減じた率とし、年2%を上限とする。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	基本計画3-②-2「地域の生活を支える商工業の活性化」に該当。 市内において創業しようとする者を支援するため、株式会社日本政策金融公庫から新創業融資制度による資金の融資を受けた市内の事業者に対し、利子の一部を補給金として交付するものです。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	予算編成時に10件907,929円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額907,92円に対し5,905円支出 利子補給件数 1件
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	地域における創業者の支援及び地域経済の活性化、事業開業の向上、雇用の確保につながるなどの効果が期待されます。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
平成29年度から開始した利子補給制度で、利子補給期間を5年以内としています。今後、制度を運営していく中で、商工会や利用者の意見を伺いながら継続、廃止等の検討をしていきます。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
創業支援融資にかかる利子補給制度については、県内の多くの自治体で導入されていますが、利子補給率や利子補給期間は、様々であることから、今後、商工会や利用者の意見を伺いながら本市にあった利子補給の制度設計の行うため、必要に応じ、見直しを図っていきます。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
産業や観光の発展に寄与するもの	
創業しようとする者の支援を行うことで、地域の経済・産業の振興・雇用の促進に寄与する。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	引き続き、創業者の融資利息負担の軽減を図るため利子補給を実施していきます。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	印西市創業支援資金利子補給金
-------	----------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	年0.5%	償還利子の約定年率の2分の1のいずれか低い利率
佐倉市	年3.0%	または融資利率の1/2のいずれか低い方
四街道市	1年以内 1.00% 3年以内 1.10% 5年以内 1.15% 10年以内 1.30%	
八街市	融資利率の1/2	上限2%
富里市	制度なし	
白井市	年1.5%	
印西市	融資年利率から年1パーセントを減じた率	年2パーセントを限度 ※利子補給の対象となる融資の額は、3,000万を限度 新創業融資制度による資金の融資を受けた日から5年以内 ※利子補給期間中に借換を行った場合、借換後の融資は対象外

平成29年度～創業支援資金利子補給台帳

No.	登録番号		事業者名	業種	住所	連絡先	資金使途	融資実行日	融資期間(元金返済)	融資金額	融資年利率	利息合計	利子補給率	平成29年補給総額(元金返済)
	番号	0001												
1	0001			貿易業			運送	平成28年09月13日	H29.9.13~H36.2.29(77日)	¥3,000,000	1.69%	¥164,507	0.66%	補給総額 利子額 ¥5,905 ¥14,852
	計									¥3,000,000		¥164,507		補給総額 利子額 ¥5,905 ¥14,852



KVAMOKVAMOKV/
OXESHOKESHOKI
KVAMOKVAMOKV/
OXESHOKESHOKI
KVAMOKVAMOKV/
OXESHOKESHOKI
KVAMOKVAMOKV/

印西市創業支援資金利子補給金交付申請書

H30年 1月 31日

印西市長 板倉正直 様

住所 印西市
氏名又は
法人名(代表者)
電話番号



印西市創業支援資金利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添付し申請します。

Table with 2 columns: Category (e.g., 融資金額, 利子補給対象期間) and Value (e.g., 3,000,000円, H29年9月13日からH29年12月31日).

- 注1 利子補給対象期間は、毎年1月1日(融資を受けた初年度は、融資を受けた日)から12月31日までの期間のうち、利子が発生した期間を記入してください。
注2 利子補給率は、融資年利率から年1%を減じた率を記入してください。(年2%を限度)
注3 支払利子額は、利子補給対象期間に支払った利子額を記入してください。(延滞利子額、返済条件変更に伴い増加した利息額及び利子補給期間中に借換を行なった場合の借換後の融資利子額は除く。)
注4 利子補給申請額は、次の計算式で求めた額(1円未満切り捨て)を記入してください。
注5 添付書類2に係る納税証明書のうち、申請者が法人であって納付実績がない場合は代表者の納期限が到達した直近の市民税等を添付してください。

第3号様式 (第6条)

印西市創業支援資金利子補給金交付決定(却下)通知書

印西経指令第859号

平成30年3月23日

様

印西市長 板倉 正直



平成30年1月31日付けで申請のあった印西市創業支援資金利子補給金の交付について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

決 定	利子補給金交付決定額	5,905円
	利子補給対象期間	平成29年9月13日から平成29年12月31日
	利子補給率	年0.66%
却 下	理由	

○印西市創業支援資金利子補給金交付要綱

平成29年3月31日告示第68号

印西市創業支援資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において創業しようとする者を支援するため、株式会社日本政策金融公庫から新創業融資制度による資金の融資を受けた市内の事業者に対し、予算の範囲内において交付する利子補給金に関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫から新創業融資制度による融資を受けている者であること。
- (2) 市内に住所を有する者で、市内で新規に事業を開始しようとする者又は第4条に定める登録の届出の際に市内で創業後1年以内の者であること。
- (3) 市税等を完納している者であること。
- (4) 印西市商工会の経営指導を受けている者であること。

(利子補給率等)

第3条 利子補給率は、融資年利率から年1パーセントを減じた率とし、年2パーセントを限度とする。

2 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間（融資を受けた初年度は、当該融資を受けた日から12月31日までの期間）に支払った利子額（延滞利子額、返済条件変更に伴い増加した利息額及び利子補給期間中に借換を行った場合の借換後の融資利子額は除く。）に前項の利子補給率を乗じ、融資年利率で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 利子補給の期間は、融資を受けた日から5年以内とする。

4 利子補給の対象となる融資の額は、3,000万円を限度とする。

(登録の届出)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、印西市創業支援資金利子補給金登録届（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、融資を受けた日から1か月以内に印西市商工会を経由して、市長に届け出なければならない。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫松戸支店が発行する返済予定表
- (2) 株式会社日本政策金融公庫松戸支店に提出をした借入申込書及び添付書類の写し
- (3) 市税等の納税に関する書類等の写し

(交付の申請)

第5条 前条の届出をした者が利子補給金の交付を受けようとするときは、印西市創業支援資金利子補給金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書

類を添えて、利子を支払った翌年の1月末までに印西市商工会を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫松戸支店が発行する支払済証明書
- (2) 個人にあつては住民票、法人にあつては住所証明書
- (3) 市税納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査の上、利子補給金の交付の可否を決定し、印西市創業支援資金利子補給金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第7条 利子補給金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、利子補給金を請求しようとするときは、印西市創業支援資金利子補給金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更及び廃止の届出)

第8条 交付決定者は、第5条の申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は事業を廃止したときは、印西市創業支援資金利子補給金事業変更・廃止届(別記第5号様式)に変更の内容又は事業の廃止を証する書類を添えて、印西市商工会を經由して、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給の交付を受けたとき。
- (2) 事業を中止又は廃止したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお、従前の例による。